

有珠山周辺地域強靱化計画

本編

令和2年3月

有珠山周辺地域1市3町

伊達市



豊浦町



壮瞥町



洞爺湖町



【目次】

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 地域防災計画と強靱化計画	2
4 基本的な進め方	2

第2章 有珠山周辺地域強靱化の基本的考え方

1 国土強靱化の中で有珠山周辺地域が担うべき役割	3
2 有珠山周辺地域強靱化の必要性	3
3 有珠山周辺地域強靱化の目標	4
4 本計画の対象とするリスク	4
5 有珠山周辺地域強靱化を進める上での留意事項	6

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	8
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3 評価の実施手順	10
4 評価結果	10

第4章 有珠山周辺地域強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方	21
2 施策推進の指標となる目標の設定	21
3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	21
4 有珠山周辺地域強靱化のためのプログラムの概要	22

第5章 計画の推進管理

1 計画推進期間等	33
2 計画の推進方法	33

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等、大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、有珠山周辺地域においても、20年から30年の間隔で繰り返し発生している有珠山噴火や太平洋沿岸における大規模な地震により津波の発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・土砂災害などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、有珠山周辺地域においても、東日本大震災や平成30年胆振東部地震に伴うブラックアウト等の教訓を踏まえ、有珠山周辺地域1市3町では「地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本地域における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、地域の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から地域住民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、住民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画に調和した取組を進めるためにも、有珠山周辺地域における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「有珠山周辺地域強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、有珠山周辺地域各市町の総合計画や他の分野

別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、地域防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

3 地域防災計画と強靱化計画

(1) 国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として取りまとめるもの。

(2) 地域防災計画

噴火や津波等の「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。

4 基本的な進め方

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

- ① 基本目標の設定
- ② 事前に備えるべき目標の設定
- ③ 計画期間の設定

STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

- ① 自然災害の設定
- ② リスクシナリオの設定
- ③ 施策分野の設定（所管課等の設定）

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- ① マトリクスの作成（既にある施策の整理）
- ② 脆弱性の分析・評価・課題の検討

STEP4 リスクへの対応方策の検討

脆弱性の評価結果に基づき、プログラムごとに対応方策を検討

STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け

プログラムごとに重点化・優先順位付けの検討

第2章 有珠山周辺地域強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化の中で有珠山周辺地域が担うべき役割

有珠山周辺地域は、北海道の中南部に位置し、積雪寒冷の厳しい北海道にあっては比較的温暖で積雪量も少ないなど、恵まれた気象条件にあるため、道内有数の食料生産地として、多くの品目が栽培されている畑作をはじめ、果樹、畜産、水産が盛んであることから、食料の安定供給に寄与することで国民生活の根幹を支え、日本の近代化や高度成長に大きく貢献してきた。

国土強靱化という新たな政策課題に対しても、これまでの北海道開拓・開発の歴史の中で培ってきた経験と強みを最大限に活かし、その課題解決に向け、有珠山周辺地域として新たな役割を担っていくことが求められる。

(1) 食料の安定供給

有珠山周辺地域は、温暖な気候を活かして多種多様な農産物を生産し、長年にわたり国民生活の根幹を支える食料供給に大きな役割を果たしてきた。

今後、平時には安心安全な農作物を安定的に供給するクリーン農業を推進するとともに、大規模災害時には我が国の食料供給拠点として、本地域が担うべき役割は更に大きくなる。

(2) エネルギー需給の安定化

有珠山周辺地域は、北海道のエネルギー供給拠点として重要な役割を担っており、伊達火力発電所をはじめ水力発電所5箇所が立地し、全道へ供給されている。

また、新エネルギーの導入として、大規模なメガソーラー3箇所及びバイオガス発電所1箇所のほか、林地残材等を活用した木質ペレットの生産や温泉水を活用した地熱利用発電施設が整備され、多様な国産エネルギー資源を有している。このことから、中長期的な視点から国全体のエネルギー需給の安定化に資することが期待される。

2 有珠山周辺地域強靱化の必要性

有珠山周辺地域は、地域住民のみならず国民生活に不可欠な食料やエネルギーの供給拠点として、国全体の強靱化に資する大きなポテンシャルを有している。

一方、地域内に目を向けると、人口減少や高齢化、過疎化の進行などの地域課題が生じているほか、地域住民の安心安全な生活の確保や地域の活性化に不可欠なインフラ整備も十分に進んでいない状況にある。

このような状況の中、有珠山周辺地域では、20年から30年周期で繰り返し発生している有珠山噴火による災害をはじめ、地震、津波や豪雨災害など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には、本地域が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念される。

こうしたリスクに正面から向き合い、本地域の社会や地域特性を背景とした自然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な有珠山周辺地域をつくることは、将来にわたる地域住民の安全・安心や本道の社会経済の活性化はもとより、国全体の強靱化を図る上で不可欠な取組である。

3 有珠山周辺地域の強靱化の目標

有珠山周辺地域の強靱化の意義は、大規模自然災害から地域住民の生命・財産を守り、本地域の重要な社会経済機能を維持することに加え、本地域がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本地域の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本地域が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、持続的成長につながるものでなければならない。

有珠山周辺地域の強靱化は、こうした見地から、本地域のみならず国家的な課題として、国、北海道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、有珠山周辺地域強靱化を進めるにあたって、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを有珠山周辺地独自の目標として掲げ、関連施策の推進につとめるものとする。

有珠山周辺地域強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から住民の生命・財産と有珠山周辺地域の社会経済システムを守る
- (2) 有珠山周辺地域の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 有珠山周辺地域の持続的成長を促進する

4 本計画の対象とするリスク

有珠山周辺地域の強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなど踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「住民の生命・財産と有珠山周辺地域の社会経済システムを守る」という観点から、本地域に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、地域外における大規模自然災害についても、本地域として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

4-1 有珠山周辺地域内における主な自然災害リスク

(1) 火山噴火

- 常時観測火山：有珠山
- 過去の被害状況
 - ・1663年 降灰による家屋焼失 死者5名
 - ・1769年 火砕流による家屋火災

- ・1822年 火砕流により集落全焼 死者82名、負傷者多数
- ・1853年 火砕流が発生したが死傷者なし
- ・1910年 熱泥流により死者1名、降灰により山林・耕地に被害
- ・1944年 降灰により幼児1名窒息死、地殻変動により山林・耕地に被害
- ・1977年 地殻変動により山林・耕地に被害、降雨型泥流により死者・行方不明者3名
- ・2000年 事前避難（避難者数1万6千人）により死傷者なし、地殻変動・熱泥流・噴石により、道路・建物に被害

(2) 土砂災害

- 有珠山周辺地域における土砂災害警戒区域等指定箇所（令和2年3月現在）
 - ・伊達市……100箇所
 - ・豊浦町……50箇所
 - ・壮瞥町……36箇所
 - ・洞爺湖町……53箇所

(3) 地震

- 有珠山周辺地域内で震度5強以上が想定される地震

地震名	想定震度			
	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
内陸活断層型				
増毛山地東縁断層帯	5強	5強	5強	5強
石狩低地東縁断層帯主部（北）	5強	5強	5強	5強
石狩低地東縁断層帯主部（南）	5強	—	—	—
石狩低地東縁断層帯南部	5強	5強	5強	5強
黒松内低地断層帯	6弱	6弱	5強	5強
函館平野西縁断層帯	5強	—	—	—
月寒背斜に関連する断層	5強	5強	5強	5強
野幌丘陵断層帯	5強	5強	5強	5強
海溝型地震				
十勝沖	6弱	5強	5強	5強
三陸沖北部	6弱	6弱	6弱	6弱
北海道南西沖	6弱	6強	6弱	6弱
北海道留萌沖	6弱	6弱	6弱	6弱

(4) 津波

- 太平洋沖における海溝型地震による津波
 - ・太平洋沿岸で最大クラスの津波が発生した場合、有珠山周辺地域で想定される津波の高さは次のとおり

伊達市

- 有珠・長和エリア……6.6m
- 中央・市街地エリア……6.6m
- 東・稀府・黄金1エリア…7.2m
- 黄金2エリア……4.1m

豊浦町

- 船見町……7.5m

地域は、噴火、地震、津波、豪雨や豪雪など様々な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取組をはじめ、複合災害を含めたあらゆる自然災害への対応力を強化すること。

- (2) 有珠山周辺地域の置かれた社会状況への対応
 - ・全国平均を上回る人口減少や高齢化、過疎化や札幌圏への一極集中の進行など、本地域がおかれた社会状況を踏まえ、要配慮者対策や地域間の連携を支える交通ネットワークの形成など、地域の実情に応じたきめ細かい対策を講じること。
- (3) 有珠山周辺地域がもつ強みの積極的活用と不利要因の克服
 - ・本地域の地理特性や食料、エネルギー資源といった優位性を最大限に活かし、国及び北海道全体の強靱化に貢献するためのバックアップ機能を更に強化すること。
 - ・首都圏からの距離の遠さや陸続きでないこと、冬期における寒冷多雪の気候など、不利とされてきた要因についても、強靱化の観点からは、本地域の魅力に転換できることから、移動の利便性を向上させるなど不利要因を解消するための取組を進めること。

5-2 連携・ネットワークを重視した取組の推進

- (1) 関係者相互の連携協力
 - ・大規模自然災害への対応に当たっては、事前の備え、災害時対応、事後の復旧復興の各段階において、国の関係機関、北海道、市町村、大学、研究機関、民間事業者、NPO、住民等、関係者相互の連携協力による取組が不可欠であり、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図ること。
 - ・北海道立総合研究機構や国の研究機関との連携のもと、本地域の強靱化に資する研究開発を推進するとともに、研究成果の効果的な活用を図ること。
- (2) 地域間の連携、役割分担
 - ・大規模自然災害時における住民避難や物資供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、広域的な見地から地域間の連携による対応が不可欠であり、地域内はもとより地域外も含め、被災規模等を想定した地域間の連携体制の構築やそれを支える交通ネットワークの整備などハード・ソフト両面からの対策を講じること。
- (3) 国及び北海道の施策の積極的な活用と民間投資の促進
 - ・市町村の財政状況が厳しい中、本地域の強靱化を効率的かつ効果的に進めるため、国や北海道の施策を積極的に活用しながら取組の重点化を図るとともに、地域内外からの民間投資の促進など、幅広い政策手法による取組を進めること。

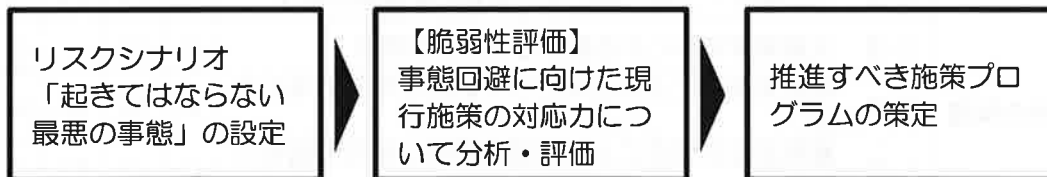
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本地域としても、本計画に掲げる有珠山周辺地域強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に地域内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生率や被害想定等を踏まえ、今後、本地域に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- また、国土強靱化への貢献という観点から、地域内での大規模自然災害に加え、地域外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本地域の対応力についても併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本地域の特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞込み等を行い、本地域の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○	○	○	○
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	○	○	○	○
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	○	○	—	○
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○	○	○	○
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	○	○	○	○
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	○	○	○	○
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○	○	○	○
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○	○	○	○
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被害等による救助・救急活動の停滞	○	○	○	○
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺	○	○	○	○
3	行政機能の確保	3-1 地域内外における行政機能の大幅な低下	○	○	○	○
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止	○	○	○	○
		4-2 食料の安定供給の停滞	○	○	○	○
		4-3 上下水道等の長期にわたる機能停止	○	○	○	○
		4-4 地域外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○	○	○	○
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	○	○	○	○
		5-2 地域内外における物流機能等の大幅な低下	○	○	○	○
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○	○	○	○
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	○	○	○	○
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	○	○	○	○

※各市町に該当するものには「○」、地理的な条件等から該当しないものには「—」を表記

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

各市町の脆弱性評価の結果は別冊の「附属資料」のとおりであり、7つのカテゴリーごとに取りまとめた有珠山周辺地域における評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

4-1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅・建築物等の耐震化）

- 国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 大規模建築物などの不特定多数が集まる施設の耐震化の促進を図る必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

- 各種計画に基づいた維持管理を適切に行う必要がある。
- 空き家等の適正な管理及び利活用について促進する必要がある。

（避難場所等の指定・整備）

- 災害種別に応じた適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の周知を促進する必要がある。
- 避難場所等として指定されている施設については、耐震化及び適正な維持管理の促進を図る必要がある。
- 福祉避難所の拡充を図る必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 緊急救護活動等に必要な緊急輸送道路や避難道路については、国、北海道及び近隣市町と連携を図り、整備を推進する必要がある。

- 避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備）

- 有珠山火山防災協議会による避難計画を策定するとともに、要配慮者施設における避難確保計画の策定など、避難体制強化のための対応を行う必要がある。
- 噴火予知に関する研究や観測に必要な体制の維持に向けた取組みが必要である。
- 土砂災害警戒区域等については、北海道と連携し、未指定箇所を解消する必要がある。

（砂防設備等の整備）

- 砂防施設や急傾地斜崩壊防止施設等の整備については、関係機関に対し、施設整備・老朽化対策の促進を要請する必要がある。
- 有珠山周辺の砂防施設については、北海道等と連携し、適切な維持管理を行う必要がある。
- 北海道と連携し、有珠山火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づいた砂防対策を推進する必要がある。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 法に基づく新たな津波浸水想定が設定された場合、ハザードマップ及び津波避難計画の改正など、避難体制を再整備する必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 関係機関に対し、海岸保全施設の耐震化対策などを含めた施設整備の促進を要望する必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 指定河川については、新たな洪水浸水想定に基づくハザードマップの更新を図るとともに、防災訓練などにより住民への周知徹底を図る必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 各管理河川における治水対策については、効果的・効率的な整備を進める必要がある。
- 異常気象等における道路管理体制の強化を図る必要がある。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 交通規制等の情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制を強化する必要がある。

(除雪体制の確保)

- 安定的な除雪体制を確保するため、総合的な対策が必要である。

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 一時待機所の確保とその周知・啓発などの取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 避難所等における防寒対策を推進する必要がある。

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 防災情報共有システムの効果的な運用を図る必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 必要に応じて「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を見直す必要がある。
- 情報伝達訓練と連動した防災訓練を実施する必要がある。
- 防災行政無線の適切な運用を図る必要がある。
- 多様な情報伝達手段を確保し、災害情報伝達体制の強化を図る必要がある。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 関係機関が連携し、外国人観光客向け災害情報の伝達を強化する必要がある。
- 避難行動要支援者の把握に努め、名簿の作成及び個別計画の作成・更新に取り組む必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 学校教育において、あらゆる災害に対応できる人材育成を図る必要がある。
- 自主防災組織の設立促進をはじめ、地域防災力の強化に向けた取組を推進する必要がある。
- 住民や職員向けの講演会・勉強会を継続して取り組む必要がある。

4-2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 防災協定等に基づく活動が効率的に実施できるよう防災訓練などを通じて、実効性を確保する必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制の整備を促進する必要がある。
- 防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 救援物資輸送の中継拠点機能を持つ防災拠点の整備について、関係機関と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、広域応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等での自発的な備蓄を推進するための啓発活動を取り組む必要がある。

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助、救急体制の強化)

- 各種防災訓練を通じ、防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模災害に備えて、陸上自衛隊との連携を図る必要がある。
- 道内に配備されている部隊、装備、人員の確保に向け、北海道や他の自治体と連携した取り組みを図る必要がある。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 総合的消防力の強化のため、計画に基づく消防車両及び資機材等の整備更新を図る必要がある。

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(災害時の医療支援体制の強化)

- 災害時に医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より医療関係団体との連携強化を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 福祉避難所の対象となる者を速やかに避難させることができるよう、平時から対象者の状況等を把握し、関係機関と情報を共有する必要がある。
- 福祉避難所の設置運営に関する協定の拡大を図る必要がある。

(防疫対策)

- 災害に負けない健康な体づくりを推進する必要がある。
- 災害時における感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から定期的予防接種を適切に受けることが出来る体制を継続する必要がある。
- 避難所における衛生管理に取り組む必要がある。

3 行政機能の確保

3-1 地域内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 訓練などを通じ、災害対策本部機能の実施体制を検証する必要がある。
- 地域防災計画及び業務継続計画の見直しを行い、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 大規模災害時において、本庁舎が防災拠点として業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害時においても行政サービスの低下を招かないよう、災害時における業務継続の体制を強化する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 近隣市町村をはじめとする関係自治体と締結している防災協定について、大規模災害時に協定を効果的に運用するために、自治体間相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- エネルギーの地産地消などの関連施策を取り組む必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 北海道・本州連携設備について、現在90万 kw で稼働されているが、国の主導の下で新たな整備手法による更なる容量拡大に向けた取組が必要である。
- 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえ、庁舎や指定避難所など、防災拠点における停電時の電源対策が必要である。

(多様なエネルギー資源の活用)

- 本地域のエネルギー構成の多様化を推進する必要がある。

(石油燃料供給の確保)

- 胆振地方石油販売業協同組合との協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 一次産業の担い手を確保する必要がある。
- 農地の高度化等を図り、技術的な食料生産基地としての役割を果たす必要がある。

(食料品の販路拡大)

- 平時から農産物の付加価値向上と販路の拡大を推進し、一定の生産量を確保する必要がある。

(農産物の産地備蓄の推進)

- 地域の特性を活かした農産物の長期保存など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

(生鮮食料品の流通体制の確保)

- 道内卸売市場との協定締結など、災害時における生鮮食料品の流通体制の確保が必要である。

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 災害時にも安定した給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策など、計画的な整備を推進する必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時における下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策など、計画的な整備を推進する必要がある。

4-4 地域外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(交通ネットワーク整備)

- 重要物流道路や代替路の指定、緊急輸送道路、避難道路等のネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 有珠山周辺地域における市道及び町道は、災害発生時の避難道路として重要な位置付けとなっていることから、安全な道路環境整備の取組を行う必要がある。

(鉄道の機能維持・強化)

- 鉄道事業者による駅舎や高架等鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- サプライチェーンの多重化・分散化のための生産拠点の移転、立地に向けた支援の実施とともに企業誘致を推進する必要がある。

(企業の業務継続体制の強化)

- 有珠山周辺地域における企業の業務継続計画策定を促進するため、関係機関と連携しながら、当該計画の策定を支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や北海道による被災企業への金融支援策を確保するとともに、災害への備えに向けた取組への支援について検討する必要がある。

5-2 地域内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(港湾の機能強化)

- 安全で災害に強い漁港としての機能を維持するため、漁港施設の適切な維持管理が必要である。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 有珠山周辺地域における国道や道道の物流、生活道路や避難道路としての安全確保と機能確保を図るため、早期の道路整備が必要である。

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐などの森林整備を推進する必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 区域外の廃棄物処理施設及びし尿処理施設において処理する体制の検討が必要である。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 建設業協会との協定に基づく対策を継続する必要がある。

(行政職員の活用促進)

- 北海道や道内市町村と応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。

第4章 有珠山周辺地域強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、有珠山周辺地域における強靱化施策の取組方針を示す「施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本地域のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

なお、各市町の強靱化のための施策プログラムは別冊「附属資料」のとおりである。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

各市町における総合計画で掲げる基本目標の実現を図るとともに、本地域の強靱化を国・北海道の強靱化へとつなげるため、総合計画の基本計画に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

4 有珠山周辺地域強靱化のための施策プログラムの概要

脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策は以下のとおりである。

なお、市町ごとの強靱化のための施策プログラムの詳細は別冊の「附属資料」に掲載のとおりである。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【概要】

地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生を防ぐため、国の支援制度等を有効活用し、大規模建築物などの耐震化の推進を図るとともに、様々な計画に基づいた施設の維持管理を図る。

また、緊急輸送道路・避難道路については、国・北海道・近隣市町と連携し、計画的な整備を促進する。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
住宅・建築物等の耐震化 重点	○	○	○	○
建築物等の老朽化対策 重点	○	○	○	○
避難場所等の指定・整備 重点	○	○	○	○
緊急輸送道路等の整備 重点	○	○	○	○

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【概要】

有珠山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生を防ぐため、噴火予知に関する研究や観測に必要な体制を維持することにより避難警戒体制の強化を図る。

また、関係機関と連携し、土砂災害対策の強化等を図る。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
警戒避難体制の整備 重点	○	○	○	○
砂防設備等の整備 重点	○	○	○	○

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【概要】

大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、法に基づく津波浸水想定が設定された場合、ハザードマップ及び避難計画を速やかに改定するとともに、海岸保全施設の耐震化などの施設整備を促進する。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
津波避難体制の整備 重点	○	○	-	○
海岸保全施設等の整備 重点	○	-	-	○

(参考) 壮瞥町は海岸線を有していない。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【概要】

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水を防ぐため、各河川管理者による治水対策を進めるとともにハザードマップを作成し、豪雨対策の取組を進める。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
洪水・内水ハザードマップの作成 重点	○	-	○	-
河川改修等の治水対策 重点	○	○	○	○

(参考) 豊浦町、洞爺湖町は指定河川等を有していない。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【概要】

暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生を防ぐため、適切な道路維持管理体制を強化するとともに、安定的な除雪体制を確保するため、総合的な対策の取組を進める。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
暴風雪時における道路管理体制の強化	○	○	○	○
除雪体制の確保	○	○	○	○

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【概要】

積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大を防ぐため、避難所における防寒対策の取組を進める。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
冬季も含めた帰宅困難者対策	○	○	○	○
積雪寒冷を想定した避難所の対策 重点	○	○	○	○

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【概要】

情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大を防ぐため、行政機関における防災情報共有システムを効果的に運用し、多様な手段を用いた住民等への情報伝達体制の強化を図るとともに、外国人観光客を含めた要配慮者の避難誘導対策を図る。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
関係機関の情報共有化 重点	○	○	○	○
住民等への情報伝達体制の強化 重点	○	○	○	○
観光客、高齢者等の要配慮者対策 重点	○	○	○	○
地域防災活動、防災教育の推進 重点	○	○	○	○

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

【概要】

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、関係機関及び企業・団体との物資供給に関する防災協定を締結するとともに、関係機関と連携したボランティア等の受入体制の整備や避難所における防災資機材等の整備を図る。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
物資供給等に係る連携体制の整備	○	○	○	○
非常用物資の備蓄促進 重点	○	○	○	○

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【概要】

消防、警察、自衛隊等の被害等による救助・救急活動の停滞を防ぐため、防災訓練等を通じた関係機関の連携による救助救急体制の強化を図るとともに、総合的消防力強化のための車両及び資機材等の整備を図る。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
防災訓練等による救助、救急体制の強化 重点	○	○	○	○
自衛隊体制の維持・拡充	○	○	○	○
救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備 重点	○	○	○	○

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【概要】

被災地における医療・福祉機能等の麻痺を防ぐため、平時から医療関係団体との連携強化を図るとともに、福祉避難所を利用することとなる対象者の把握や災害に負けない健康な体づくりを推進する。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
被災時の医療支援体制の強化 重点	○	○	○	○
災害時における福祉的支援	○	○	○	○
防疫対策 重点	○	○	○	○

3. 行政機能の確保

3-1 地域内外における行政機能の大幅な低下

【概要】

地域内外における行政機能の大幅な低下を防ぐため、地域防災計画の見直しなどによる災害対策本部機能の強化や災害時においても行政サービスの低下を招かないよう業務の継続体制を強化するとともに、近隣市町村等との応援受援体制の構築を図る。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
行政機能の確保	○	○	○	○
行政の業務体制の整備	○	○	○	○
広域応援・受援体制の整備	○	○	○	○

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギーの供給の停止

【概要】

エネルギー供給の停止を防ぐため、再生可能エネルギーの導入を図るための新たな資源の開発に向けた調査を実施するとともに、石油供給関連事業者との連携強化を図る。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
再生可能エネルギーの導入拡大	-	○	○	○
電力基盤等の整備	-	○	-	-
多様なエネルギー資源の活用	○	○	○	○
石油燃料供給の確保	○	○	○	○

4-2 食料の安定供給の停滞

【概要】

食料の安定供給の停滞を防ぐため、平時から生産性向上のための基盤整備を推進するとともに、一定量の生産を確保するために販路拡大を図る。

また、貯蔵施設等の整備により、需要期に対応できる体制整備及び災害時における農産物の備蓄拠点としての役割を図る。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
食料生産基盤の整備 重点	○	○	○	○
食料品の販路拡大	○	○	○	○
農産物の産地備蓄の推進	-	○	○	○
生鮮食料品の流通体制の確保	○	○	○	○

4-3 上下水道等の長期にわたる機能停止

【概要】

上下水道等の長期にわたる機能停止を防ぐため、計画的な施設整備等を図るとともに、業務継続計画の策定及び見直しなどにより早期復旧のための体制を整備する。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
水道施設等の防災対策	○	○	○	○
下水道施設等の防災対策 重点	○	○	○	○

4-4 地域外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【概要】

地域外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止を防ぐため、緊急輸送道路等の整備を図るとともに、地域公共交通の確保、避難道路における道路環境整備を図る。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
交通ネットワークの整備 重点	○	○	○	○
道路施設の防災対策等 重点	○	○	○	○
鉄道の機能維持・強化	○	○	○	○

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【概要】

サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞を防ぐため、企業における業務継続計画の策定を支援するとともに、国や北海道による被災企業への金融支援策の確保や企業自らが行う災害に備えた取組に対する支援の検討を図る。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
リスク分散を重視した企業立地等の促進	-	○	○	-
企業の業務継続体制の強化	○	○	○	○
被災企業等への金融支援	○	○	○	○

5-2 地域内外における物流機能等の大幅な低下

【概要】

地域内外における物流機能等の大幅な低下を防ぐため、緊急輸送道路及び緊急避難道路の早期整備を促進する。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
港湾の機能強化	○	○	-	○
陸路における流通拠点の機能強化 重点	○	○	○	○

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【概要】

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、公共的機能の発揮に配慮した伐採を促進するとともに、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
森林の整備・保全 重点	○	○	○	○
農地・農業水利施設等の保全管理	○	○	○	○

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【概要】

災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れを防ぐため、地域外の廃棄物処理施設及びし尿処理施設において処理する体制の検討を図る。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
災害廃棄物の処理体制の整備	○	○	○	○

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【概要】

復旧・復興を担う人材の絶対的不足を防ぐため、建設業協会等との協定に基づく対策を継続するとともに、関係機関との応援準備及び受援体制の整備を図る。

施策プログラム	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町
災害対応に不可欠な建設業との連携	○	○	○	○
行政職員の活用促進	○	○	○	○

第5章 計画の推進管理

1 計画の進捗期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の進捗期間は概ね5年（令和2年度から令和6年度）とする。

また、本計画は、有珠山周辺地域各市町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策ごとの進捗管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制の下で施策ごとの進捗管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進に繋げていく。

《 施策ごとの推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管課、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCA サイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、さらなる施策推進に繋げていくというPDCAサイクルを構築し、有珠山周辺地域各市町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

有珠山周辺地域国土強靱化計画

令和2年3月

有珠山周辺地域1市3町

(伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町)

【各市町担当窓口】

◆伊達市総務部総務課危機管理室

〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1
TEL0142-82-3162 FAX0142-23-4414

◆豊浦町地方創生推進室

〒049-5492 虻田郡豊浦町字船見町10番地
TEL 0142-83-1417 FAX0142-83-2129

◆壮瞥町総務課

〒052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7
TEL 0142-66-2121 FAX0142-66-7001

◆洞爺湖町総務部企画防災課

〒049-5692 虻田郡洞爺湖町栄町58番地
TEL 0142-74-3004 FAX0142-74-2121